

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の  
防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王  
国との間の条約を改正する議定書

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書

日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、

二千六年二月二日にロンドンで署名された所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約（以下「条約」という。）及び条約の不可分の一部を成す二千六年二月二日にロンドンで署名された議定書（以下「二千六年議定書」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

## 第一条

条約第二条1(a)を次のように改める。

- (a) 日本国については、
  - (i) 所得税

- (ii) 法人税
- (iii) 復興特別所得税
- (iv) 復興特別法人税
- (v) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

## 第二条

条約第七条を次のように改める。

## 第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定により調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている種類の所得、利得又は収益が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

### 第三条

1 条約第九条2を次のように改める。

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間には設けられた条件が独立の企業の間には設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

2 条約第九条3中「七年」を「十年」に改める。

#### 第四条

1 条約第十条2を次のように改める。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締

約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

2 条約第十条3(a)中「五十パーセント」を「十パーセント」に改める。

3 条約第十条3の次に次の4を加える。

4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

4 条約第十条4中「2(a)及び」を削り、同条4を同条5とする。

5 条約第十条8中「この8」を「この9」に改め、同条5、6、7、8及び9をそれぞれ同条6、7、8、9及び10とする。

## 第五条

条約第十一条を次のように改める。

### 第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該利子が生じた一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取扱いされるものをいう。支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内

において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基  
因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合に  
は、第七条の規定を適用する。

5 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、そ  
の関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるとき（理由のいかんを問  
わない。）は、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支  
払われた額のうち当該超過分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法  
令に従って租税を課することができる。

6 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の居住者から利子の支払を受ける場合におい  
て、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締  
約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基  
となる債権を取得することはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当  
該利子の受益者とはされない。

- (a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。
- (b) いずれの締約国の居住者でもないこと。
- 7 利子の支払の基因となる債権の設定又は移転に関与した者が、この条の特典を受けることを当該債権の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該利子に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

## 第六条

1 条約第十三条3を次のように改める。

- 3 次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(b)に規定する株式の譲渡（(a)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）によって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 当該他方の締約国（日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。）が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従って、当該他方の

締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

- (b) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合
- 2 条約第十三条4及び5中「動産」を「財産（不動産を除く。）」に改める。

#### 第七条

- 1 条約第二十二條1中「第七条、」を削り、「第十一条3」を「第十一条1」に改める。
- 2 条約第二十二條3、5(a)及び6中「第七条、」を削り、「第十一条3」を「第十一条1」に改める。
- 3 条約第二十二條7(c)(ii)を次のように改める。
- (ii) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場
- 4 条約第二十二條7(e)(i)(cc)中「第七条、」を削り、「第十一条3」を「第十一条1」に改め、「（租税条約に規定する要件がこの条約に規定する要件よりも制限的でない場合に限る。）」を削る。

#### 第八条

条約第二十三條1及び2を次のように改める。

- 1 英国外の領域において納付される租税を英国の租税から控除すること又は英国外の領域において生ず

る配当若しくは英国外の領域にある恒久的施設の利得に係る英国の租税を免除することに関する英国の法令の規定（この1に規定する一般原則に影響を及ぼさないものに限る。）に従い、

(a) 日本国内の源泉から生ずる所得、利得又は課税譲渡収益につき、日本国の法令及びこの条約の規定に従い直接に又は源泉徴収によって納付される日本国の租税（配当については、配当の支払に充てられる利得について納付される租税を除く。）は、当該日本国の租税の算定の基礎となった当該所得、利得又は課税譲渡収益について算定される英国の租税から控除する。

(b) 日本国の居住者である法人が英国の居住者である法人に支払う配当については、英国の法令に規定する免除を受ける条件が満たされる場合には、英国の租税を免除する。

(c) 英国の居住者である法人の日本国内にある恒久的施設の利得については、英国の法令に基づいて免除を適用することができ、かつ、英国の法令に規定する免除を受ける条件が満たされる場合には、英国の租税を免除する。

(d) 日本国の居住者である法人が、その議決権の十パーセント以上を直接又は間接に支配する英国の居住者である法人に支払う配当であつて、(b)の規定に基づいて租税が免除されないものについては、(a)

に規定する英国の租税からの控除を行うに当たり、当該日本国の居住者である法人が当該配当の支払に充てられる利得について納付される日本国の租税を考慮に入れるものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従って英国において租税を課される所得を英国において取得する場合には、当該所得について納付される英国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該所得に対応する日本国の租税の額を超えないものとする。

## 第九条

条約第二十四条3中「第十条8若しくは9、第十一条8から10まで」を「第十条9若しくは10、第十一条5から7まで」に改める。

## 第十条

1 条約第二十五条3に後段として次のように加える。

両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、

相互に協議することができる。

2 条約第二十五条に次の5及び6を加える。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

6 5の規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

## 第十一条

条約第二十六条1及び2を次のように改める。

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわ

らず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができ、かつ、他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可する場合には、他の目的のために使用することができる。

## 第十二条

条約第二十六条の次に次の一条を加える。

### 第二十六条のA

1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 この条において、「租税債権」とは、第二条の規定によって対象とされる租税であって両締約国が課するもの及び次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国については、

- (i) 消費税
  - (ii) 相続税
  - (iii) 贈与税
- (b) 英国については、
- (i) 付加価値税
  - (ii) 相続税
- (c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの
- 3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時にあって当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないう場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の

執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が自国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために当該一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用

される優先権を有するものでない。

6 5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば、当該他方の締約国の法令に従って当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通報する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手續は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通報し、当該他方の締約国の選択により、当該一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。

- (a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるとあり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。
- (b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。
- 9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。
- (c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。
- (d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

(e) 支援を要請された租税が一般的に認められている課税の原則に反して課されたと当該一方の締約国が認める場合に支援を行うこと。

10 この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援の要請の数の上限、支援を要請することができるとする租税債権の最低金額及びこの条の規定に基づいて徴収された額の送金に関する手続規則について合意する。

### 第十三条

- 1 二千六年議定書1中「第十条の三」を「第十条の二」に改め、「同法附則第二十条第一項」の下に「（これらの一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）」を加える。
- 2 二千六年議定書3及び6を削り、4を3とし、5を4とする。
- 3 二千六年議定書に次の5を加える。
- 5 条約第二十五条5の規定に関し、

- (a) 両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。
- (b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。
- (i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。
- (ii) 各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができる。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会之长となる第三の仲裁人を任命する。
- (iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあつてはならず、及び同条1の規定に従って申し立てられた事案に参与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあつてはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあつてはならず、及び

いずれの締約国によっても雇用されたことがあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十六条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、条約第二十五条5の規定、この5の規定又は(a)の規定に従って決定される手続規則

のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。

(e) 仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項について合意に達した場合には、当該事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われぬ。

#### 第十四条

1 この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、次のものについて適用する。

(a) 英国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得する所得

(ii) (i)の規定が適用される場合を除くほか、所得税及び譲渡収益税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度のもの

(iii) 法人税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各会計年度のもの

(b) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3 2の規定にかかわらず、第二条の規定によって改正される条約第七条の規定は、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する日以後に開始する課税年度又は賦課年度の利得について適用する。第二条

の規定によつて改正される条約第七条の規定が適用されるまでは、改正前の条約第七条の規定を引き続き適用する。

4 2の規定にかかわらず、この議定書によつて改正される条約第二十五条3、5及び6、第二十六条1及び2並びに第二十六条のA並びにこの議定書によつて改正される二千六年議定書5の規定は、当該規定の対象となる事案に係る課税年度又は賦課年度にかかわらず、この議定書が効力を生ずる日から適用する。この議定書によつて改正される条約第二十五条5の規定の適用上、いかなる事案も、この議定書が効力を生ずる日の後二年を経過する日までは、仲裁に付託されない。

5 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二十十三年十二月十七日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

林 景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために

デービッド・ガーク